



# 第11回 定時株主総会 招集ご通知

2025年3月1日から2026年2月28日まで

## U.S.M.Holdings

ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社


証券コード：3222

## 決議事項


- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

## 開催情報


- 日時：2026年5月22日（金曜日）  
午前9時 受付開始  
午前10時 開会
- 場所：東京都台東区西浅草3丁目17番1号  
浅草ビューホテル「4F（飛翔の間）」



1926年、イオンの前身である岡田屋呉服店は、  
公平でひらかれた存在を目指して、  
「家業」を株式会社化して「企業」となりました。



お客さまと共に歩んできた100年は、  
絶えず世に貢献できるイオンであるために、  
革新を続けてきた道のりでもありました。



わたしたちが向き合う、  
平和・人間・地域の課題には、終わりはありません。  
どんな時代にも、みんなのGOODを増やしていく。



**CHANGE for GOOD, Together.**  
この終わりなき使命を、これからも。



**AEON** 株式会社化  
**100**  
年



## 招集ご通知

証券コード 3222

2026年5月7日

(電子提供措置の開始日2026年4月30日)

株主の皆さまへ

(本店所在地)  
東京都千代田区神田相生町1番地  
(本社事務所)  
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地17

**U.S.M.Holdings**

(ユナイテッド・スーパーマーケット・  
ホールディングス株式会社)

代表取締役社長 井出 武美

### 第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第11回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.usmh.co.jp/ir/shareholders>



・上記のウェブサイトにアクセスしていただき、「招集ご通知・関連資料」欄の「第11回定時株主総会 招集ご通知」よりご覧ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東京証券取引所上場会社情報サービス）】  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



・上記の東証ウェブサイトにアクセスしていただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」[縦覧書類/PR情報]を順に選択のうえ、ご覧ください。

また、本総会にご来場いただけない場合は、**書面（議決権行使書用紙）**または**インターネット**等により議決権の行使をすることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁～5頁に記載のご案内に従って、**2026年5月21日（木）午後6時**までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年5月22日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都台東区西浅草3丁目17番1号  
浅草ビューホテル「4F（飛翔の間）」

### 3. 目的事項

- 報告事項** 1.第11期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2.第11期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類報告の件

- 決議事項** **第1号議案** 取締役7名選任の件  
**第2号議案** 監査役1名選任の件

以 上

■書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は下記事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告の「当社グループの現況に関する事項の一部」「会社の株式に関する事項」「会社役員に関する事項の一部」「会計監査人に関する事項」「会社の体制及び方針」
- ・連結計算書類
- ・計算書類
- ・連結計算書類に係る会計監査報告
- ・計算書類に係る会計監査報告
- ・監査役会の監査報告

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

- ~~~~~
- ◎総会当日会場内の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
  - ◎本総会は、総会の模様をライブ配信及び事前のご質問をお受けいたしますので、ご希望される株主さまは、本招集ご通知の4頁をご参照願います。
  - ◎株主総会決議通知につきましては、郵送によるご送付に代えて、上記に記載の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

# 株主総会までの流れ

## 株主総会開催前

4月30日 (木)

### 電子提供措置開始 株主総会資料のご確認

2

事前質問

3

ライブ配信事前受付

#### 当社ウェブサイト (完全版)

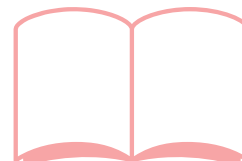
■ 電子提供措置事項を含む招集ご通知等



<https://www.usmh.co.jp/ir/shareholders>  
へアクセスしご確認ください



#### 冊子 (サマリー版)



※冊子の発送は5月上旬頃を予定しております。

5月7日 (木)

### 1 事前の議決権行使

- ▶ 詳細は後述のインターネットによる議決権行使のご案内をご参照ください
- ▶ 書面とインターネット等(「スマート行使」を含む)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします

1

事前の議決権行使

2

事前質問

3

ライブ配信事前受付

#### インターネットによる行使

■ QRコードから行使する方法



同封の議決権行使書用紙に掲載の「QRコード」を読み取り、賛否をご入力ください。

■ 議決権行使コード・パスワードを入力し行使する方法



<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>から賛否をご入力ください。

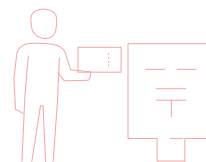
行使期限

2026年5月21日  
(木曜日)午後6時まで

行使期限

2026年5月21日  
(木曜日)午後6時まで

#### 郵送による行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただきご返送ください。なお、賛否を表示せずにご提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱います。

行使期限

2026年5月21日  
(木曜日)午後6時まで

5月17日 (日)

1

5月21日(木)

## 2 事前質問

### 2. 事前質問の受付について

本総会は、事前のご質問を専用ウェブサイト内にて受け付けております。下記の「株主さま専用ウェブサイト(株主番号及びメールアドレス)」に、ログイン後、ご利用をお願いいたします。お寄せいただいたご質問を中心に、本総会当日、ご回答をさせていただくことを予定しております。なお、ご質問の内容は本総会の目的事項に関するものにさせていただきます。

■専用ウェブサイト URL : [https://usmh.iqform.jp/form/sokai\\_11/](https://usmh.iqform.jp/form/sokai_11/)



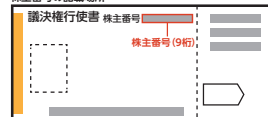
受付期間	2026年4月30日(木) 午前10時～2026年5月17日(日) 午後6時まで
入力方法	ご質問のご入力、お一人様一回限り、1問までとさせていただきます。

### 専用ウェブサイトに関するお問い合わせ先

ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社  
総務部TEL03-5577-3011

受付時間平日午前10時～午後6時(土・日・祝祭日を除く)

株主番号の記載場所



株主総会当日

## 3 株主総会への出席・ライブ配信の視聴

5月22日(金)

### 当日出席する場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



株主総会  
開催日時

2026年5月22日(金曜日)  
午前10時

### ライブ配信及び事前質問のご案内

当日の株主総会の模様をご自宅等からご覧いただけるよう、以下のとおり株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。ライブ配信をご視聴になるには事前のお申込みが必要となります。下記の事項をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 専用ウェブサイト

URL : [https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN\\_FDFeKyAOSyWta82C4sL9OQ](https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_FDFeKyAOSyWta82C4sL9OQ)



「株主さま専用ウェブサイトへの事前登録(株主番号及びメールアドレス)」に、ログイン後、必要事項の登録をお願いいたします。後日、メールにてURL(配信アドレス)をお送りいたしますので、ご準備をお願いいたします。

受付期間	2026年4月30日(木) 午前10時～2026年5月17日(日) 午後6時まで
ご視聴方法	本総会当日、株主さま専用ウェブサイトより、ご視聴いただけます。 ※当日の配信は、開始時刻15分前の午前9時45分頃に開設予定です。 ※メール到着後、視聴用ウェブサイト内にて視聴環境のテストを事前に行いご利用ください。

### <ライブ配信のご視聴に当たっての留意事項>

- やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができない場合がございます。その場合は、当社ウェブサイト (<https://www.usmh.co.jp>) にてお知らせいたします。
- ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会の出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言をお受けすることはできません。議決権は、「書面」または「インターネット」にて事前に行ってくださいようお願いいたします。
- ご視聴は、株主さまご本人に限らせていただきます。
- ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- ご使用のパソコン環境(機種、性能等)やインターネットの接続環境(回線状況、接続速度等)により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございますので、その場合は他のアクセス方法をご利用ください。
- ご視聴に際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主さまのご負担となります。
- 当日の会場撮影は、ご出席の株主さまのプライバシーに配慮いたしますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

3

# インターネットによる議決権行使のご案内

※インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

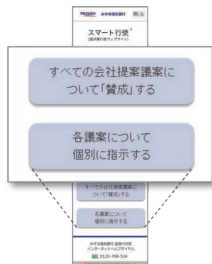
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1** 回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」で議決権行使ウェブサイトへアクセスして、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

機関投資家の  
皆さまへ

インターネット等による議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内します。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

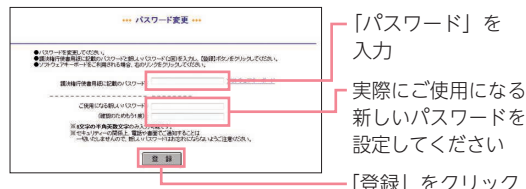
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。なお、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 9:00~21:00 年末年始を除く)

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役7名（全員）は任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、社外取締役3名は、東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める14頁の「独立社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。また、当社は、13頁の事項を「取締役候補の指名を行うに当たっての方針」として定めており、取締役候補者全員は、これらの要件を満たしております。

#### ■取締役候補者一覧

候補者 番号		氏 名		当社における地位	取締役会への 出席状況
1		い で たけ み 井 出 武 美	再任	代表取締役社長	100.0% (13回/13回中)
2		ほん ま まさ はる 本 間 正 治	再任	代表取締役副社長	100.0% (13回/13回中)
3		おか もと しのぶ 岡 本 忍	再任 社外 独立	取締役	100.0% (13回/13回中)
4		まき の なお こ 牧 野 直 子	再任 社外 独立	取締役	100.0% (13回/13回中)
5		お ぎき ひで お 尾 崎 英 雄	新任	—	—
6		え がわ ひろ あき 江 川 敬 明	新任	—	—
7		きた ぐち たけし 北 口 建	新任 社外 独立	—	—

# 1 い で たけ み 井出 武美

再任

## 生年月日

1962年4月4日生

## 所有する当社の株式の数

2,800株

## 取締役候補者の選任理由

井出武美氏は、イオングループにおいて取締役や代表取締役等の要職を歴任し、商品開発、組織開発、企業経営全般に関する幅広い知見と総合小売事業及びスーパーマーケット事業での豊富な経営経験と実績を有しています。現在は当社代表取締役社長として当社グループの経営を主導しており、これらの実績と経営判断力から、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選任するものです。

## 特別の利害関係

井出武美氏は、イオン株式会社執行役であり、当社子会社の株式会社マルエツ、株式会社カスミ、株式会社いなげや及び株式会社イオンフードスタイルとイオングループとの間には、商品の仕入れ、店舗の賃借、クレジット委託業務、設備の購入、加盟店契約等の取引があります。

## 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年3月	ジャスコ(株)(現イオン(株)) 入社	2019年3月	同社代表取締役社長
2001年9月	同社 S S M商品本部水産商品開発部長	2024年3月	イオン(株)執行役 GMS 担当
2003年2月	同社 デリカ商品本部売場開発部長	2025年3月	同社執行役 S M担当
2004年3月	同社 S S M商品本部水産商品部長	2025年3月	当社顧問
2008年9月	イオンリテール(株)食品商品本部デリカ商品部長	2025年5月	当社代表取締役社長(現任)
2011年5月	マックスバリュ東北(株)取締役商品本部長	2025年5月	(株)マルエツ取締役(現任)
2014年5月	(株)山陽マルナカ代表取締役社長	2025年5月	(株)カスミ取締役(現任)
2016年4月	イオンリテール(株)取締役常務執行役員食品商品企画本部長	2025年5月	(株)いなげや取締役(現任)
2017年3月	同社専務執行役員南関東カンパニー支社長	2025年5月	(株)フジ取締役(現任)
2018年3月	同社取締役執行役員副社長営業担当	2026年3月	イオン(株)執行役スーパーマーケット事業兼首都圏担当(現任)

(注) 代表取締役社長井出武美氏は、2026年5月12日開催予定の株式会社カスミ定時株主総会終結の時をもって同社取締役を、同日開催予定の株式会社いなげや定時株主総会終結の時をもって同社取締役を、また、同年5月18日開催予定の株式会社マルエツ定時株主総会終結の時をもって同社取締役を、それぞれ退任する予定であります。

## 2 本間 正治

再任

### 生年月日

1969年10月11日生

### 所有する当社の株式の数

12,350株

### 取締役候補者の選任理由

本間正治氏は、当社子会社代表取締役社長であり、財務・会計・投資戦略などの経営者としての経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

### 特別の利害関係

本間正治氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年 3月 ㈱マルエツ入社  
2010年 3月 同社経営企画本部経営計画部長  
2013年 5月 同社執行役員経営企画本部経営計画部長  
2015年 5月 マックスバリュ関東㈱取締役  
2017年 3月 ㈱マルエツ執行役員管理統括経営企画本部長  
2019年 3月 同社執行役員経営企画本部長  
2019年 5月 同社常務執行役員経営企画本部長  
2020年 5月 同社取締役常務執行役員経営企画本部長  
2021年 5月 当社取締役  
2023年 3月 ㈱マルエツ代表取締役社長（現任）  
2023年 5月 当社代表取締役副社長  
2025年 3月 当社代表取締役副社長兼経営戦略本部長（現任）

## 3 岡本 忍

再任

社外

独立

### 生年月日

1954年6月18日生

### 社外取締役就任年数(本定時株主総会最終時)

2年

（社外取締役就任前の社外監査役就任年数8年）

### 所有する当社の株式の数

0株

### 社外取締役候補者の選任理由及び期待する役割

岡本忍氏は、税理士として企業会計に関する豊かな経験と税務及び会計に関する幅広い知見を有しており、同氏の豊かな経験や見識に基づき、独立した客観的な立場から当社社外取締役として適切な職務及び引き続き諮問委員会の委員として独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行うことを期待できると判断しております。

### 特別の利害関係

岡本忍氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月 東京国税局総務部総務課  
2005年 7月 東京国税局課税第1部企画調整官  
2006年 7月 高松国税局川島税務署長（徳島県）  
2007年 7月 東京国税局調査第3部統括国税調査官  
2008年 7月 同局総務部企画課長  
2009年 7月 同局総務部人事第1課長  
2012年 7月 国税庁長官官房首席国税庁監察官  
2013年 6月 名古屋国税局総務部長  
2014年 7月 熊本国税局長  
2015年 10月 岡本忍税理士事務所代表（現任）  
2016年 5月 当社監査役  
2019年 6月 山一電機㈱社外監査役  
2022年 6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任）  
2024年 5月 当社取締役（現任）

## 4 まきの なおこ 牧野 直子

再任  
社外 独立

### 生年月日

1968年1月28日生

### 社外取締役就任年数(本定時株主総会最終時)

10年

### 所有する当社の株式の数

0株

### 社外取締役候補者の選任理由及び期待する役割

牧野直子氏は、管理栄養士として活動をはじめ、現在、日本肥満学会会員及び女子栄養大学生涯学習講師並びに女子栄養大学講師を兼務しており、料理研究家として食に関する豊かな経験と栄養及び料理に関する幅広い知見や経験等を経営に活かすこと、また、同氏は、諮問委員会の委員としても独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行うことを期待できると判断しております。

### 特別の利害関係

牧野直子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年 4月 ㈱荒牧麻子事務所入社  
1996年 1月 フリーランスとして活動（中野区フリー活動栄養士会所属）  
2004年 3月 (有)スタジオ食（くう）代表取締役（現任）  
2007年 5月 日本食育学会評議員 同学会編集委員会委員  
2013年 4月 一般社団法人日本食育学会代議員 同学会編集委員会委員  
2016年 1月 同学会 企画委員会委員（現任）  
2016年 5月 当社取締役（現任）  
2022年 1月 一般社団法人日本食育学会代議員（現任）同学会賞選考委員

## 5 おざき ひでお 尾崎 英雄

新任

### 生年月日

1951年8月27日生

### 所有する当社の株式の数

0株

### 取締役候補者の選任理由

尾崎英雄氏は、小売業界における長年の経営経験を通じて培われた高い見識を有しており、当社取締役会の意思決定およびガバナンス強化に資するものと判断し、取締役候補者として選任するものです。

### 特別の利害関係

尾崎英雄氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1976年 3月 ㈱フジ 入社  
2000年 5月 同社 四国開発部長  
2001年 5月 同社 取締役 四国開発部長  
2003年 5月 同社 取締役 執行役員 開発担当  
2005年 4月 同社 取締役 常務執行役員 フジグラン事業本部長  
2006年 5月 同社 代表取締役専務執行役員 店舗運営事業本部長  
2006年 7月 同社 代表取締役社長  
2018年 5月 同社 代表取締役会長  
2019年 5月 マックスバリュ西日本(株) (現㈱フジ) 社外取締役  
2022年 3月 ㈱フジ 代表取締役会長  
2022年 3月 ㈱フジ・リテイリング (現㈱フジ) 代表取締役会長  
2024年 3月 ㈱フジ 代表取締役会長(現任)

(注) 尾崎英雄氏は、2026年5月19日開催予定の株式会社フジ定時株主総会最終の時をもって同社取締役を退任し、同日付で同社相談役に就任する予定であります。

# 6 えがわ ひろあき 江川 敬明

新任

## 生年月日

1966年5月3日生

## 所有する当社の株式の数

0株

## 取締役候補者の選任理由

江川敬明氏は、イオングループにおいて財経担当執行役を務め、財務戦略、資本政策等に関する豊富な経験と知見を有しており、当社グループの財務基盤強化に貢献できると判断し、取締役候補者として選任するものです。

## 特別の利害関係

江川敬明氏は、イオン株式会社執行役財経担当であり、当社子会社の株式会社マルエツ、株式会社カスミ、株式会社いなげや及び株式会社イオンフッドスタイルとイオングループとの間には、商品の仕入れ、店舗の賃借、クレジット委託業務、設備の購入、加盟店契約等の取引があります。

## 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年 4月 (株)第一勧業銀行（現(株)みずほ銀行） 入行  
2014年 4月 (株)みずほ銀行 横浜営業部長  
2015年 4月 同行 横浜支店長  
2017年 4月 同行 営業第十二部長  
2019年 4月 同行 米州営業第一部長  
2021年 9月 イオン(株) 関連企業担当  
2022年 3月 同社 執行役 財務・経営管理担当  
2026年 3月 同社 執行役 財経担当（現任）

(注) 江川敬明氏は、2026年5月19日開催予定の株式会社フジ定時株主総会において同社監査役に就任する予定であります。

- (注) 1.当社は、岡本忍氏及び牧野直子氏との間で会社法第423条第1項の責任について、同法第425条に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続し、北口建氏の選任が承認された場合は、新たに同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 2.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 3.取締役候補者のうち、岡本忍氏、牧野直子氏及び北口建氏は社外取締役候補者であります。
- 4.岡本忍氏及び牧野直子氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、北口建氏につきましても、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、いずれの者についても、当社の定める独立社外役員独立性に関する基準を満たしていると判断しております。
- 5.[所有する当社の株式の数]は、2026年2月28日現在の当社株式の所有株式数を記載しております。なお、役員持株会における持分は含んでおりません。

# 7 きたぐち たけし 北口 建

新任

社外

独立

## 生年月日

1978年12月14日生

## 所有する当社の株式の数

0株

## 社外取締役候補者の選任理由及び期待する役割

北口建氏は、法律事務所のパートナー弁護士として、企業法務およびコンプライアンスに関する高度な専門性と豊富な経験を有しており、当社グループのガバナンス強化に貢献できると判断し、取締役候補者として選任するものです。

## 特別の利害関係

北口建氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

## 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2003年 4月 大日本住友製薬(株)（現住友ファーマ(株)）入社  
2010年 3月 大阪市立大学法科大学院修了  
2011年 12月 弁護士登録  
2011年 12月 鳥飼総合法律事務所入所  
2019年 5月 中小企業診断士登録  
2022年 1月 鳥飼総合法律事務所 パートナー弁護士（現任）  
2022年 4月 (株)PMIパートナーズ 代表取締役（現任）

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役代々城忠義氏及び監査役石本博文氏は辞任されます。つきましては、社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、入江道之氏は石本博文氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより退任された石本博文氏の任期が満了する時までとなります。

本議案をご承認いただく場合、当社の監査役は1名減員の3名となりますが、当社の監査体制の現況に鑑み、監査の実効性を引き続き確保できるものと判断しております。

なお、当社は、下記の事項を監査役候補の指名を行うに当たっての方針として定めており、監査役候補者は、これらの要件を満たしております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

### ■監査役候補者

	氏名		取締役会への出席状況	監査役会への出席状況		
	いり え 入 江	みち ゆき 道 之	新任	社外	-	-

### 「監査役候補の指名を行うに当たっての方針」

当社の経営理念に基づき、取締役の職務執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社の健全な経営と社会的信用の維持・向上に貢献できること。中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること。

## 生年月日

1965年2月3日生

## 所有する当社の株式の数

0株

## 社外監査役候補者の選任理由

入江道之氏は、人事、総務及び経営企画分野における豊富な経験と監査役としての知見を有しており、その経験を通して培われた高い見識を有しております。当社の経営を中立的・客観的な視点から監査する社外監査役として適任であると判断しております。

## 特別の利害関係

入江道之氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

## 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1987年3月	ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社	2024年5月	イオンビッグ(株) 常勤監査役 (現任)
2011年9月	イオンリテール(株) 人事企画部長		
2014年3月	同社 経営企画部長		
2015年2月	同社 近畿・北陸カンパニー人事総務部長		
2018年3月	同社 特命担当付		
2020年3月	イオン(株) 総務部長		

(注) 1. 監査役候補者入江道之氏は、社外監査役候補者であります。

2. 入江道之氏は、現在、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であるイオンビッグ株式会社の常勤監査役であります。

3. 当社は、入江道之氏の選任が承認された場合は、会社法第423条第1項の責任について、同法第425条に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者の入江道之氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5. 「所有する当社の株式の数」は、2026年2月28日現在の当社株式の所有株式数を記載しております。なお、役員持株会における持分は含んでおりません。

## <ご参考>

### 〔取締役候補の指名を行うに当たっての方針〕

取締役候補者の指名について、当社の経営理念に基づき、当社グループ全体の更なる発展に貢献できる人物であること。加えて、管掌部門の抱える課題を的確に把握し、他の役職員と協力して問題を解決できる能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し指名を行っております。更に実効性の高い取締役会を推進するに当たり、高いスキルを有する取締役は、下表のとおりであります。

### ■取締役会の構成（2026年5月22日以降）

各取締役及び各監査役の有するスキル並びに独立社外役員（取締役/監査役）に期待する専門性等は、次のとおりであります。

氏名	地位	企 経	業 営	人 事 組 織 開 発	財 務 ・ 会 計 投 資 戦 略	法 律 ガ バ ナ ン ス	ビ ジ ネ ス 変 革	グ ロ ー バ ル 視 点	消 費 者 点
井出 武美	取締役 候補者	●	●				●		●
本間 正治	取締役 候補者	●	●		●		●		●
尾崎 英雄	取締役 候補者	●	●				●		●
江川 敬明	取締役 候補者				●	●		●	
岡本 忍	取締役 候補者 (独立社外)			●	●	●			
牧野 直子	取締役 候補者 (独立社外)								●
北口 建	取締役 候補者 (独立社外)	●			●	●			
根本 健	監査 役			●		●			
入江 道之	監査 役 (社外)			●		●			
三井 聡	監査 役 (独立社外)				●	●			

## 「独立社外役員の独立性に関する基準」

1. 現在、当社及び当社の子会社（以下「U.S.M.Hグループ」という）の取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員または使用人でなく、過去においてもU.S.M.Hグループの取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員または使用人であったことがないこと。
2. 過去10年間のいずれかの事業年度において、当社の親会社（※1）の取締役・監査役・執行役・執行役員または使用人であったことがないこと。
3. 過去10年間のいずれかの事業年度において、当社の兄弟会社（※2）の取締役・監査役・執行役・執行役員または使用人であったことがないこと。
4. 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の主要株主（※3）もしくはU.S.M.Hグループが主要株主である会社の取締役・監査役・執行役員または使用人であったことがないこと。
5. U.S.M.Hグループの主要な取引先（※4）の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと。
6. U.S.M.Hグループから多額の寄付（※5）を受けている法人・団体等の理事その他の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと。
7. 過去5年間のいずれかの事業年度において、U.S.M.Hグループの会計監査人の代表社員、社員、パートナーまたは従業員であったことがないこと。
8. U.S.M.Hグループから役員報酬以外に、多額の金銭（※6）その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと。
9. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者ではないこと。
  - (1) U.S.M.Hグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人（※7）
  - (2) 過去5年間のいずれかの事業年度において、U.S.M.Hグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
  - (3) 上記2. から8. で就任を制限している対象者
10. その他、独立社外役員としての職務を遂行する上で独立性に疑いがなくないこと。

（※1）親会社とは、当社の財務及び営業または事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう）を支配している会社等をいう。

（※2）兄弟会社とは、当社と同一の親会社（当社の経営を支配している者を含む）を有する会社をいう。

（※3）主要株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する会社をいう。

（※4）主要な取引先とは、直近事業年度及び直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、U.S.M.Hグループとの取引の支払額または受取額が、当社または取引先（その親会社及び重要な子会社を含む）の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。

（※5）多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいう。

（※6）多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円を、団体の場合は年間1,000万円または当該団体の連結売上高の2%のいずれか大きい額を超えることをいう。

（※7）重要な使用人とは、部長以上の使用人をいう。

以上

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用や所得環境の改善が進んだ一方で、それを上回る物価上昇が継続し、コストプッシュ型インフレが消費マインドに大きく影響を及ぼしました。特に食料品やエネルギー価格の上昇が家計を圧迫し消費抑制の傾向が顕著にあらわれております。今後も原材料の高騰や労務費の上昇が続くことに加え、日銀の利上げによる金利上昇の影響、円安の継続、そして米国の通商政策や中東情勢の不透明さなど、景気の先行きが見通せない状況は続くものと考えられます。このため消費者の生活防衛意識は更に強まり、購買行動も大きな変化が生じることが予想されます。このような環境下において、当社は抜本的な変革が必要であると認識しております。特に労働集約型経営からの脱却に向けた生産性の向上と人員適正化の両立は喫緊の経営課題であります。また、首都圏内でも地域特性の多様化が進む中、地域ごとの市場環境を的確に捉え迅速に対応する「地域適応力」が強く求められております。このため、当社グループでは、店舗をエリア特性に応じ、「ダウンタウン（東京23区、横浜市、川崎市）」「アーバン（多摩東部地域、埼玉外環、大宮地域、京葉・東葛地域）」「ルーラル（国道16号沿い及び北側エリア）」の3つの地域に区分し、各地域の特性に即した品揃え・売場構成・サービス・ポイント施策等の最適化を図ることで、お客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

当社グループは、2025年度をスタートとする第4次中期経営計画を策定し、「真の顧客起点を絶対の価値観とし、経営構造の変革に挑み続ける」をスローガンに掲げ、持続的成長と競争優位性の確立に取り組んでおります。本計画の実現に向け、2026年3月1日付で機構改革を実施し、イオングループのネットワークとアセットを最大限に活用しながら、グループ各社の強みを活かす経営体制への転換を推進しております。具体的には、事業会社においては、地域特性や顧客ニーズに即した店舗運営に集中し、個社の持つ強みを最大限に発揮できる体制を以下のように整備してまいります。

- ①規模を活かした商品仕入集中購買体制・商品企画開発機能の強化
- ②グループ共通販促・営業施策の統括管理機能の強化
- ③間接部門の統合による機能強化及び業務効率の向上
- ④情報・物流の統合によるイオン株式会社との共通基盤の整備及びスピード経営の推進
- ⑤店舗開発機能の横断的連携によるグループエリア戦略推進体制の整備

当社グループは引き続き、「顧客起点経営」と「グループ適正化による構造改革」を両輪としながら、競争力強化と企業価値の向上を実現してまいります。

また、2026年3月には、当社グループ傘下のマックスバリュ関東株式会社と、株式会社ダイエーの関東事業及びイオンマーケット株式会社を統合し、新会社「株式会社イオンフードスタイル」を設立しました。これにより、当社グループは食品小売で売上高1兆円超、かつ首都圏において圧倒的シェアの獲得を目指し、シナジー効果を最大化するための機能統合やシステム統合等を推進して、スケールメリットを活かした競争優位性を確立し、既存店舗への投資を加速させることで、更なるグループの成長につなげてまいります。

当連結会計年度における当社グループの業績は、既存店の客数増加と統合した株式会社いなげやの業績が寄与し、営業収益は前年同期比118.8%となりました。売上総利益も前年同期比117.4%と堅調でしたが、物価上昇や競争激化の対応のため、加工食品を中心に価格施策、販促施策の強化を継続したことで、売上総利益率は前年同期に対し0.4%低下しました。また労務費・光熱費・物流費の上昇を受け、販売費及び一般管理費は前年同期比117.8%と、売上総利益高の伸長を上回りました。この結果、営業利益は前年同期比84.5%、経常利益は前年同期比80.0%となりました。また、前期に対しては統合等に伴う特別利益が減少したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は前年同期差で3,995百万円の減益となりました。

主要子会社の業績については以下のとおりとなります。

株式会社マルエツは来店客数・客単価ともに前年同期を上回り営業収益は増収となりましたが、価格施策の強化により売上総利益率が低下し、営業利益及び経常利益は前年同期に対して減益となりました。

株式会社カスミは、客数の回復に加え客単価が前年同期を上回り営業収益は増収となりましたが、価格施策等の強化を継続したことにより売上総利益率は前期を下回りました。しかし、販管費の抑制により営業利益及び経常利益は増益となりました。

マックスバリュ関東株式会社は、客数増加により営業収益は増収となりましたが、価格施策の強化により売上総利益率が前年同期を下回り、更に販管費も前年同期を上回ったことから、営業赤字及び経常赤字を計上しております。

株式会社いなげやは、来店客数・客単価の伸長により、営業収益は前年同期を上回りました。また売上総利益率も前年同期水準を確保したことから、営業利益及び経常利益は増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度における連結業績は、営業収益が9,637億62百万円（前年同期比18.8%増）、営業利益が50億50百万円（前年同期比15.5%減）、経常利益が49億11百万円（前年同期比20.0%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は31億85百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益8億10百万円）となりました。

当連結会計年度において、株式会社マルエツが6店舗、株式会社カスミが2店舗、マックスバリュ関東株式会社が1店舗、株式会社いなげやが3店舗を新設いたしました。一方、経営資源の効率化を図るため株式会社マルエツが4店舗、マックスバリュ関東株式会社が1店舗、株式会社いなげやが2店舗を閉鎖した結果、当社グループの当連結会計年度末の店舗数は665店舗となりました。

株式会社マルエツは、一橋学園店を含む6店舗を新規出店し、既存店では3店舗の大型改装を含む合計34店舗において活性化を行いました。商品面において、加工食品・日配食品の中から、需要の高い商品約100品目の販売価格適正化を図るとともに、イオングループのプライベートブランドであるトップバリュ・トップバリュベストプライスの取扱いを拡大し価格競争力の強化を行いました。さらに、前期に開設した草加デリカセンターからグループ各社へ供給を拡大し、当連結会計年度からは株式会社いなげやへの供給も開始いたしました。サービス面では、「WAON POINT」を導入し、マルエツチラシアアプリでのクーポン配布などを通じて顧客サービスの拡充を図りました。生産性向上と従業員の働きやすさ向上を図るため、全店に電子棚札を導入いたしました。また、休憩室の改装を推進し、プライバシーに配慮した新しい名札を全店で導入するなど、従業員がより働きやすい環境整備を推進しました。

株式会社カスミは、東京都北区に都内4店舗となる「カスミ赤羽神谷店」を新規出店いたしました。赤羽神谷店では、新フォーマット（新スーパーマーケットモデル）店舗の強みである低価格な日用品の品揃えとローコストオペレーションをベースとしております。商品面では、商圈内構成の高い20代から40代の単身世帯やシニア世帯をターゲットとした商品を付加することで幅広く支持を得ることを目指しております。また、この新フォーマット店舗のノウハウを活かし、生産性向上を支える省力化設備の導入と柔軟な人員配置を推進することで、フードスクエア業態の新たな標準モデル構築に取り組んでおります。新フォーマット店舗としては、千葉県印西市の

「原山店」、群馬県桐生市の「桐生相生店」をリニューアルオープンし、9店舗へと拡大しました。これらの取り組みを通じて既存店への同フォーマットの展開を進め、収益改善を図ってまいります。

マックスバリュ関東株式会社は、2026年1月にマックスバリュエクスプレス相模大野店を新規出店いたしました。また、既存店において「農産、水産を中心に生鮮食品の鮮度強化」「市場が伸長している惣菜部門の強化」「商品の絞込みによるお買得品の拡大」の実現に向け、7店舗で店舗活性化を実施いたしました。商品面では、お客さまの生活防衛意識の高まりに対応し、特にお客さまの生活に欠かせない日用品を中心としたNB商品の価格訴求強化と併せて、販促内容の見直しを行うことで、地域のお客さまにより便利に、よりお得にお買物いただけるお店づくりに取り組んでまいりました。

株式会社いなげやは、リニューアルオープンの川崎中野島店(神奈川県川崎市)を含む3店舗を新規出店し、大里江南店(埼玉県熊谷市)など11店舗の活性化を実施しました。商品面では、生鮮3品と惣菜の強化を目的に産地直送比率の拡大や商品開発の体制見直し等を行い、お客さまのニーズを迅速に捉えられるよう取り組みました。また、移動スーパー「とくし丸」を新たに3ルート(綾瀬市・藤沢市・海老名市ルート等)開設し、計33台体制としました。引き続き、地域のお役立ち業の実現に向け、事業を推進してまいります。

なお、当社グループはスーパーマーケット事業を単一セグメントとしており、その他の事業については重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

#### (参考情報)

主要連結子会社では、当連結会計年度における株式会社マルエツ単体の営業収益は4,092億53百万円(前年同期比2.0%増)、株式会社カスミ単体の営業収益は2,807億48百万円(前年同期比2.1%増)、マックスバリュ関東株式会社単体の営業収益は454億22百万円(前年同期比1.5%増)、株式会社いなげや単体の営業収益は2,204億59百万円の結果となりました。

## (2) ESG(環境・社会貢献・企業統治)への取り組み

### ① 環境・社会貢献活動への取り組み

当社グループは、脱炭素・循環型社会実現に向けて、①エネルギー効率化と再生可能エネ

ルギー転換、②冷媒フロンによる自然冷媒化による地球温暖化係数（GWP）低減、③需給管理適正化によるフードロス削減、④顧客との連携によるリサイクル推進等に取り組みました。社会貢献としては、災害復興支援募金、自治体との包括連携協定、移動スーパー運行、フードバンクやフードドライブによる食料支援など、各事業会社にて地域課題解決・信頼関係構築を進めております。これらの取り組みについては2025年7月開示「統合報告書2024」に取りまとめており、今後もマテリアリティに基づき、具体的なロードマップで持続可能な企業価値向上へ取り組んでまいります。

## ② コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組み

当社は、事業活動の根幹をなす考え方である基本理念、ビジョン、ミッション（使命）に基づき、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を制定し、当社ウェブサイトにて開示しております。主な取り組みとしては、2016年5月開催の定時株主総会以降、独立社外役員を主な構成員とする人事・報酬諮問委員会、評価諮問委員会を設置しており、人事・報酬諮問委員会は、当社取締役及び子会社取締役の報酬制度・報酬額に関する答申を行っており、評価諮問委員会は、取締役会の実効性の分析・評価を踏まえ、継続的に取締役会の実効性向上に取り組んでおります。

## (3) 対処すべき課題

コストプッシュインフレの継続や、首都圏における競争環境は業態を超えて激化していくことなどが見通され、社会情勢の先行不透明感等、当社グループの事業を取り巻く環境は引き続き厳しさを増すものと見込まれます。このような環境認識の中、当社グループは2025年度より第4次中期経営計画を始動しております。「真の顧客起点を絶対の価値観とし、経営構造の変革に挑み続ける」を掲げ、持続的成長と競争優位性の確立を目指しております。また、新会社「株式会社イオンフードスタイル」を設立し、首都圏における圧倒的シェアの獲得と、機能・システム統合によるシナジー最大化を推進することで、スケールメリットを活かした競争優位性を確立いたします。さらに、地域ごとの市場環境を的確に捉えるため、店舗を「ダウンタウン」「アーバン」「ルーラル」の3地域に区分し、各地域特性に応じたお客様の多様なニーズにきめ細かく応えるための機構改革を実施し、グループ共通の販促・営業施策の統括管理機能の強化、及び店舗開発機能の横断的連携によるグループエリア戦略推進体制を構築するための組織改正を実施しました。

#### (4) 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	期別 (年度)	第8期 (2022年度)	第9期 (2023年度)	第10期 (2024年度)	第11期 (2025年度)
売 上 高		691,981百万円	690,498百万円	793,986百万円	944,425百万円
経 常 利 益		6,536百万円	6,929百万円	6,142百万円	4,911百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		1,336百万円	1,008百万円	810百万円	△3,185百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)		10円41銭	7円85銭	5円44銭	△16円29銭
総 資 産 額		278,729百万円	285,505百万円	382,604百万円	379,211百万円
純 資 産 額		150,022百万円	150,250百万円	203,328百万円	200,671百万円
自 己 資 本 比 率		53.7%	52.5%	53.1%	52.9%
1 株 当 た り 純 資 産 額		1,167円15銭	1,168円73銭	1,038円62銭	1,024円88銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいてそれぞれ計算しております。

2. 当社は、2024年11月30日を効力発生日として株式会社いなげやと株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。よって、第10期以降の財産及び損益の状況につきましては、株式会社いなげや及びその子会社の業績を含んでおります。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容	事業上の関係
イオン株式会社	220,007百万円	51.8% (33.7) %	純粋持株会社	—
イオンマーケットインベストメント株式会社	100百万円	33.7%	純粋持株会社	—

(注) 1. 出資比率欄の(内書)は間接所有の割合であります。

2. イオン株式会社は当社の議決権の34.4% (出資比率は33.7%) を所有するイオンマーケットインベストメント株式会社の議決権の100%を所有しております。

### ② 親会社等との取引に関する事項

イ.当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社グループは、イオン株式会社のグループ会社より同社グループのプライベートブランド商品である「トップバリュ」をはじめとした商品等の仕入を行っております。また、当社グループの店舗施設等について、同社グループとの間に不動産賃貸借取引があります。当該取引をするにあたっては、非支配株主保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ.当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

### ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 マルエツ	100百万円	100.0%	スーパーマーケット事業
株式会社 カスミ	100百万円	100.0%	スーパーマーケット事業
マックスバリュ関東株式会社	100百万円	100.0%	スーパーマーケット事業
株式会社 いなげや	100百万円	100.0%	スーパーマーケット事業

(注) 連結子会社である株式会社カスミは、当社の持分法適用関連会社であった株式会社シーズ（2025年6月2日に株式会社セイブより社名変更）の株式を追加取得し、同社を清算会社として株式会社セイブを承継新設会社とする分社型分割を行っており、これに伴い持分法関連会社であった株式会社シーズを持分法適用の範囲から除外し、株式会社セイブを連結の範囲に含めております。

また、2025年9月1日を効力発生日として連結子会社である株式会社いなげやが同社の100%子会社である株式会社サビアコーポレーションを吸収合併しております。

これにより当社の子会社は、17社であります。

### ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社 マルエツ	東京都豊島区東池袋 5丁目51番12号	62,179百万円	
株式会社 カスミ	茨城県つくば市西大橋 599番地1	64,257百万円	223,982百万円
株式会社 いなげや	東京都立川市栄町 6丁目1番地の1	45,836百万円	

## (6) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループの設備投資については、スーパーマーケット事業を中心に店舗網の拡充のための新規出店12店舗、さらに既存店舗の活性化を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の設備投資支出額は243億14百万円となりました。

また、当連結会計年度に実施した設備投資等の所要資金には自己資金等を充当し、有利子負債は、前連結会計年度末に比べ90億86百万円減少し542億28百万円となりました。

## (7) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

当社グループは、当社、子会社17社及び関連会社2社で構成され、スーパーマーケット事業及びその商品供給事業、その他の事業として不動産事業を展開しております。

事業内容と当社及び関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

### ① スーパーマーケット事業

会社名	区分
当社	スーパーマーケット事業の管理
株式会社 マルエツ 株式会社 カスミ マックスバリュ 関東株式会社 株式会社 いなげや 株式会社 セイブ	食料品を中心に生活関連用品及び衣料品等のスーパーマーケット事業
株式会社 マルエツフレッシュフーズ	生鮮食品の加工事業・惣菜製造及び販売等
株式会社 ローズコーポレーション 株式会社 カスミグリーン	食品の加工・製造及び販売等
株式会社 カスミみらい	野菜の加工・包装等
株式会社 サンフードジャパン	食品の仕入販売・惣菜製造等

### ② その他の事業

会社名	区分
株式会社 マルエツ開発	不動産事業
株式会社 クローバ商事	商品開発事業
株式会社 食品品質管理センター	品質管理及び品質検査事業
株式会社 マーノ	業務受託事業
株式会社 アスビズサポート	人材派遣事業
株式会社 日本流通未来教育センター	教育事業
株式会社 エスオー	小売業におけるレジ等店舗運営業務
株式会社 いなげやウイング	店舗支援請負業務
株式会社 いなげやドリームファーム	農作物の栽培生産等

## (8) 企業集団の主要拠点等 (2026年2月28日現在)

### ① 当社

事業所	所在地
本社	東京都千代田区
蕨事務所	埼玉県蕨市
THE TERRABASE 土浦	茨城県土浦市
U. S. M. H八千代グロサリーセンター	千葉県八千代市

### ② 子会社

会社名	本社、店舗及び事業所
株式会社マルエツ	【本社】 東京都豊島区
	【店舗及び事業所】 東京都153店舗、埼玉県54店舗、神奈川県50店舗、千葉県49店舗、茨城県1店舗、 栃木県1店舗、計308店舗 川崎複合センター（神奈川県川崎市）、 三郷複合センター（埼玉県三郷市）、 草加デリカセンター（埼玉県草加市）
株式会社カスミ	【本社】 茨城県つくば市
	【店舗及び事業所】 茨城県109店舗、千葉県40店舗、埼玉県34店舗、栃木県7店舗、群馬県4店舗、 東京都4店舗、計198店舗 中央流通センター（茨城県かすみがうら市）、 佐倉流通センター（千葉県佐倉市）、 精肉加工センター（茨城県土浦市）
マックスバリュ関東株式会社	【本社】 東京都江東区
	【店舗及び事業所】 千葉県14店舗、東京都11店舗、埼玉県2店舗、神奈川県3店舗、計30店舗
株式会社いなげや	【本社】 東京都立川市
	【店舗及び事業所】 東京都71店舗、埼玉県27店舗、神奈川県25店舗、千葉県6店舗、計129店舗 武蔵村山精肉・鮮魚プロセスセンター（東京都武蔵村山市）、 立川 青果・生鮮センター（東京都立川市）

## (9) 企業集団の従業員の状況 (2026年2月28日現在)

区 分	従 業 員 数
ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 事 業	9,054名 ( 23,775名)
そ の 他 の 事 業	255名 ( 2,530名)
合 計	9,309名 ( 26,305名)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 従業員数欄の ( ) は、パートナー社員 (パートタイマー) 及びアルバイトの年間平均雇用人員数 (8時間換算) であります。

## (10) 主要な借入先及び借入金残高 (2026年2月28日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 常 陽 銀 行	7,000百万円
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	5,450百万円
農 林 中 央 金 庫	3,761百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,007百万円
信 金 中 央 金 庫	3,000百万円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数	500,000,000株
(2) 発行済株式の総数	199,100,691株
(3) 株主数	162,185名
(4) 大株主 (上位10名)	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イオンマーケットインベストメント株式会社	67,159千株	34.33%
イオン株式会社	36,065千株	18.44%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,379千株	4.28%
U. S. M. H グループ取引先持株会	3,009千株	1.53%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,467千株	1.26%
公益財団法人神林留学生奨学会	2,300千株	1.17%
三菱食品株式会社	1,733千株	0.88%
国分グループ本社株式会社	1,717千株	0.87%
株式会社日本アクセス	1,541千株	0.78%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,282千株	0.65%

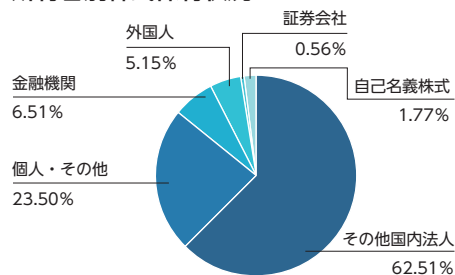
- (注) 1. 自己株式 (3,516,035株) は、大株主には含めておりません。  
 2. 持株比率は、自己株式 (3,516,035株) を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

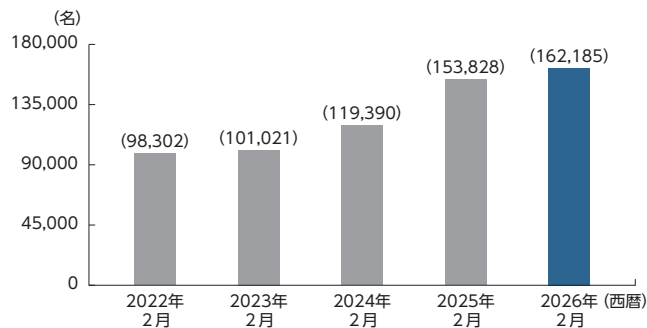
区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	7,200株	3名

(ご参考)

所有者別株式保有状況



総株主数の推移



## (6) 新株予約権等に関する事項

- ① 事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

区分	名称 (決議日)	保有人数 及び数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 (1個当たり)	行使価額 (1株当たり)	行使期間
取締役	第1回新株予約権 (2017年5月29日)	5名 245個	普通株式 24,500株	113,800円	1円	2017年6月27日～ 2047年6月26日
取締役	第2回新株予約権 (2018年5月21日)	5名 169個	普通株式 16,900株	138,600円	1円	2018年6月11日～ 2048年6月10日
取締役	第3回新株予約権 (2019年5月24日)	5名 216個	普通株式 21,600株	89,200円	1円	2019年6月10日～ 2049年6月9日
取締役	第4回新株予約権 (2020年5月20日)	5名 200個	普通株式 20,000株	106,300円	1円	2020年6月8日～ 2050年6月7日
取締役	第5回新株予約権 (2021年5月21日)	5名 226個	普通株式 22,600株	101,600円	1円	2021年6月14日～ 2051年6月13日
取締役	第6回新株予約権 (2022年5月20日)	5名 219個	普通株式 21,900株	98,600円	1円	2022年6月13日～ 2052年6月12日
取締役	第7回新株予約権 (2023年5月19日)	5名 116個	普通株式 11,600株	103,100円	1円	2023年6月19日～ 2053年6月18日
取締役	第8回新株予約権 (2024年5月24日)	2名 107個	普通株式 10,700株	79,300円	1円	2024年6月20日～ 2054年6月19日
取締役	第9回新株予約権 (2025年5月23日)	3名 61個	普通株式 6,100株	86,000円	1円	2025年6月20日～ 2055年6月19日

- (注) 1. 取締役は、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役であります。  
2. 新株予約権の行使条件として、新株予約権者は、当社または連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員在任または在職中は行使することができず、当社及び連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り一括して行使することができるものとされております。  
3. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとされております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の内容の概要

区分	名称 (決議日)	交付人数 及び数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 (1個当たり)	行使価額 (1株当たり)	行使期間
当社 執行役員	第9回新株予約権 (2025年5月23日)	5名 80個	普通株式 8,000株	86,000円	1円	2025年6月20日～ 2055年6月19日
子会社 取締役	第9回新株予約権 (2025年5月23日)	14名 189個	普通株式 18,900株	86,000円	1円	2025年6月20日～ 2055年6月19日

- (注) 1. 新株予約権の行使条件として、新株予約権者は、当社または連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員在任または在職中は行使することができず、当社及び連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り一括して行使することができるものとされております。
2. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとされております。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	井 出 武 美	イオン株式会社執行役SM担当 株式会社マルエツ取締役 株式会社カスミ取締役 株式会社いなげや取締役 株式会社フジ取締役
代表取締役副社長	本 間 正 治	株式会社マルエツ代表取締役社長
取 締 役 会 長	藤 田 元 宏	株式会社カスミ取締役会長 マックスバリュ関東株式会社取締役
取 締 役 相 談 役	岡 田 元 也	イオン株式会社取締役兼代表執行役会長 イオンモール株式会社取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役
取 締 役	鳥 飼 重 和	鳥飼総合法律事務所代表 株式会社ムラコシホールディングス社外取締役
取 締 役	岡 本 忍	岡本忍税理士事務所代表 山一電機株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役	牧 野 直 子	有限会社スタジオ食（くう）代表取締役 一般社団法人日本食育学会代議員 同学会企画委員会委員
常 勤 監 査 役	根 本 健	株式会社マルエツ監査役
常 勤 監 査 役	代々城 忠 義	株式会社カスミ監査役 株式会社カスミみらい監査役
監 査 役	石 本 博 文	イオンマーケット株式会社常勤監査役
監 査 役	三 井 聡	三井公認会計士事務所所長 株式会社ジェントルパートナーズ代表取締役 日本調理機株式会社社外取締役（監査等委員） 税理士法人ふたば代表社員

- (注) 1. 取締役鳥飼重和氏、取締役岡本忍氏及び取締役牧野直子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、取締役鳥飼重和氏、取締役岡本忍氏及び取締役牧野直子氏は、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役石本博文氏及び監査役三井聡氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役三井聡氏は、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役三井聡氏は、公認会計士及び税理士として企業会計に関する経験と税務及び会計に関する幅広い知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

当社は、2021年3月1日施行の会社法改正に伴う対応として、2021年2月26日開催の取締役会にて、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインの方針に基づく、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

当社の社外役員を除く当社の役員報酬は、「中長期的な業績等を反映させ、取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と企業価値の向上を促進させる」ことを基本方針とし、業績連動の割合を高めた役員報酬体系としており、取締役会は、人事・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役の報酬の額は、株主総会の決議によって決定された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。

また、社外取締役及び監査役の報酬は、月例報酬のみで構成し報酬の水準は、第三者による国内企業の報酬水準を参考にしており、監査役の報酬の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役会の下に独立社外役員を主たる構成員とする「人事・報酬諮問委員会」を継続的に配置し、毎年4月に事業会社ごとの前年業績結果を確認し、報酬水準の妥当性を検証することにより、客観性、透明性に配慮したものとしております。

①取締役（社外役員を除く）報酬制度の概要

種類	プラン	内容	業績連動の有無	交付物	評価対象
月額報酬	月例報酬	基礎報酬 役員別報酬	固定	金銭	—
	年次業績報酬（月次反映）	前年度の業績達成率及び取締役個人の評価によって支給額が決定される業績連動金銭報酬			
エクイティ報酬	譲渡制限付株式報酬（RS）	中期経営計画に連動し、対象期間の1年ごとに付与する事前確定届出型の株式報酬	業績連動	株式	中長期
	株式報酬型 ストックオプション（SO）	前年度の業績達成率に応じて付与される当社の株式報酬			

## ②役位別報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給割合の概要

下記の表に基づき、個人別の報酬等は、連結営業収益及び連結経常利益の予算達成率を基に算出される業績達成ポイント別に、役位に応じて定められた支給率の範囲内で、取締役毎の業績評価により支給率を決定し、標準値に支給率を乗じた金額を報酬額とします。

なお、当社は企業価値の向上を着実に実現するため、以下の業績指標を用いております。当事業年度における連結営業収益9,637億円、連結経常利益49億円となり、その業績達成ポイントは61.0%となりました。

役位別報酬	割合（構成比％）				合計（％）
	固定報酬	業績連動報酬			
		金銭報酬	株式報酬型ストックオプション（SO）	譲渡制限付株式報酬（RS）	
（代表取締役）会長・社長	55	35	5	5	100
（代表取締役）副社長	59	31	5	5	
（代表権無）会長・副社長	63	27	5	5	
専務取締役	65	25	5	5	
常務取締役	69	21	5	5	
兼務取締役	73	19	4	4	

（注）構成比割合は、合計総報酬額を100%とし、報酬の種類ごとに「平均値（%）」で記載しております。

## ③報酬決定の手続き

当社は、対象取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外役員とする人事・報酬諮問委員会を設置しております。対象取締役の報酬の構成、業績連動型報酬の制度設計の妥当性の評価や目標値の設定、実績評価等については、人事・報酬諮問委員会における審議を経たうえで取締役会に答申され、決定されるというプロセスを経ております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容の決定にあたっては、人事・報酬諮問委員会より、役員報酬の方針等との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで答申しております。取締役会は、その答申の内容を尊重し、役員報酬の方針等に沿うものであると判断しております。

#### ④当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		月額報酬	ストックオプション	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	69	57	6	6	4
監査役 (社外監査役を除く)	18	18	-	-	2
社外取締役	27	27	-	-	3
社外監査役	8	8	-	-	2

- (注) 1. 取締役報酬限度額の年額は、2016年5月19日開催の第1回定時株主総会において、年額1億50百万円以内（うち社外取締役分は年額35百万円以内）であり、当該決議時の取締役は9名（うち社外取締役は3名）です。2017年5月19日開催の第2回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、2016年5月19日開催の第1回定時株主総会において決議された取締役の報酬等の額である年額1億50百万円の範囲内で、継続的に株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を1株当たり1円とする新株予約権を割り当てるもの）付与のための金銭報酬を支給することを決議しています。当該決議時の取締役は9名（うち社外取締役は3名）です。
2. 2017年5月19日開催の第2回定時株主総会において、対象取締役を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議され、当該取締役の報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限を年額1億50百万円以内とし、付与を受ける当社株式の総数は、年200,000株以内としています。また、2020年5月20日開催の第5回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の一部を改訂し、中期経営計画の1年目、2年目、3年目にそれぞれ譲渡制限期間が1年の株式を付与し、前事業年度の達成ポイントが100%以上の場合は全て解除し、100%未満の場合は全て没収する事前確定届出型へ変更しました。ただし、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、対象取締役に對しては、1年分の職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には年額50百万円以内、かつ66,667株以内と前制度を踏襲しています。当該決議時の対象取締役の員数は5名です。
3. 監査役報酬限度額の年額は、2016年5月19日開催の第1回定時株主総会において、年額50百万円以内であり、当該決議時の監査役は5名（うち社外監査役は3名）です。
4. 上記支払額には、2025年5月23日開催の取締役会決議により取締役3名に付与した新株予約権の当期費用計上額（3百万円）が含まれております。
5. 監査役報酬は、上記の報酬のほか、社外監査役が当社親会社及び当社親会社の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額は11百万円であり、支給人数は1名であります。
6. スtockオプション及び譲渡制限付株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。
7. 取締役（社外取締役を除く）の月額報酬57百万円は、固定金銭報酬である月例報酬52百万円と業績連動金銭報酬である年次業績報酬4百万円の合計となります。業績連動報酬等の総額は45百万円、非金銭報酬等の総額は12百万円となります。
8. 監査役（社外監査役を除く）、社外取締役、社外監査役の月額報酬は全て固定金銭報酬となります。

### (3) 当事業年度末以降における取締役及び監査役の役職の主な変更

氏名	変更後	変更前	変更年月日
井出 武美	イオン株式会社執行役スーパーマ ーケット事業兼首都圏担当	イオン株式会社執行役SM担当	2026年3月1日
	株式会社マルエツ取締役	株式会社マルエツ取締役	
	株式会社カスミ取締役	株式会社カスミ取締役	
	株式会社いなげや取締役	株式会社いなげや取締役	
	株式会社フジ取締役	株式会社フジ取締役	
藤田 元宏	株式会社カスミ取締役会長	株式会社カスミ取締役会長 マックスバリュ関東株式会社取締役	2026年3月1日
石本 博文	株式会社マルエツ顧問	イオンマーケット株式会社常勤監査役	2026年3月1日

- (注) 1. 代表取締役社長井出武美氏は、2026年5月12日開催予定の株式会社カスミ定時株主総会終結の時をもって同社取締役を、同日開催予定の株式会社いなげや定時株主総会終結の時をもって同社取締役を、また、同年5月18日開催予定の株式会社マルエツ定時株主総会終結の時をもって同社取締役を、それぞれ退任する予定であります。
2. 取締役会長藤田元宏氏は、2026年5月12日開催予定の株式会社カスミ定時株主総会終結の時をもって、同社取締役を退任する予定であります。
3. 監査役石本博文氏は、2026年5月18日開催予定の株式会社マルエツ定時株主総会において、同社常勤監査役に就任する予定であります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職の状況及び当社グループとの関係

- ・ 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は、「3.会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年2月28日現在)」に記載のとおりです。
- ・ 社外取締役及び社外監査役の兼職先とは、特別な関係はありません。

#### ② 当事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況 (出席回数/開催回数)

区分	氏名	取締役会	監査役会
取締役	鳥 飼 重 和	13回/13回 (出席率100.0%)	—
取締役	岡 本 忍	13回/13回 (出席率100.0%)	—
取締役	牧 野 直 子	13回/13回 (出席率100.0%)	—
監査役	石 本 博 文	13回/13回 (出席率100.0%)	13回/13回 (出席率100.0%)
監査役	三 井 聡	13回/13回 (出席率100.0%)	13回/13回 (出席率100.0%)

### ③ 当事業年度における主な活動状況

- ・ 鳥飼重和氏は、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で、主に弁護士としての専門的見地から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬諮問委員会の議長として中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・ 岡本忍氏は、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で、主に税理士として企業会計に関する豊かな経験と税務及び会計に関する幅広い知見から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適正な役割を果たしております。また、人事・報酬諮問委員会の委員として中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・ 牧野直子氏は、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で、消費者の観点から食に関する豊かな経験と栄養及び料理に関する幅広い知見や経験等から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬諮問委員会の委員として中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・ 石本博文氏は、社外監査役として他社での長年経営に携わった経験と知見から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・ 三井聡氏は、社外監査役として他の監査役から独立した客観的視点で、公認会計士及び税理士として企業会計に関する豊かな経験と税務及び会計に関する幅広い知見から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適正な役割を果たしております。また、人事・報酬諮問委員会の委員として中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けております。

これにより、社外役員全員はその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役並びに子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- |                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 33百万円  |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 168百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前期の会計監査人の職務執行状況、当期の監査計画の内容及び監査時間等、報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、①にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- ・ 事業会社の自主・自律性を尊重し、共通する理念である「お客さま第一」「地域社会への貢献」に基づき、設立時に制定した基本理念、ビジョン、ミッション（使命）を基本とする。
- ・ 株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働を実現するため、意思決定の透明性及び公正性を確保する。
- ・ 中長期的視点で適切な協働ができる株主、特に日々のお買い物を通じてご意見いただけるお客さま株主をはじめとするステークホルダーを重要なパートナーと位置づけ、建設的な対話ができる環境を整備し、経営に活かせる体制を構築する。
- ・ 上記3つを前提とし、経営の意思決定過程の合理性を確保することにより、健全な企業家精神を発揮し、会社の迅速・果敢な意思決定を実現することにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

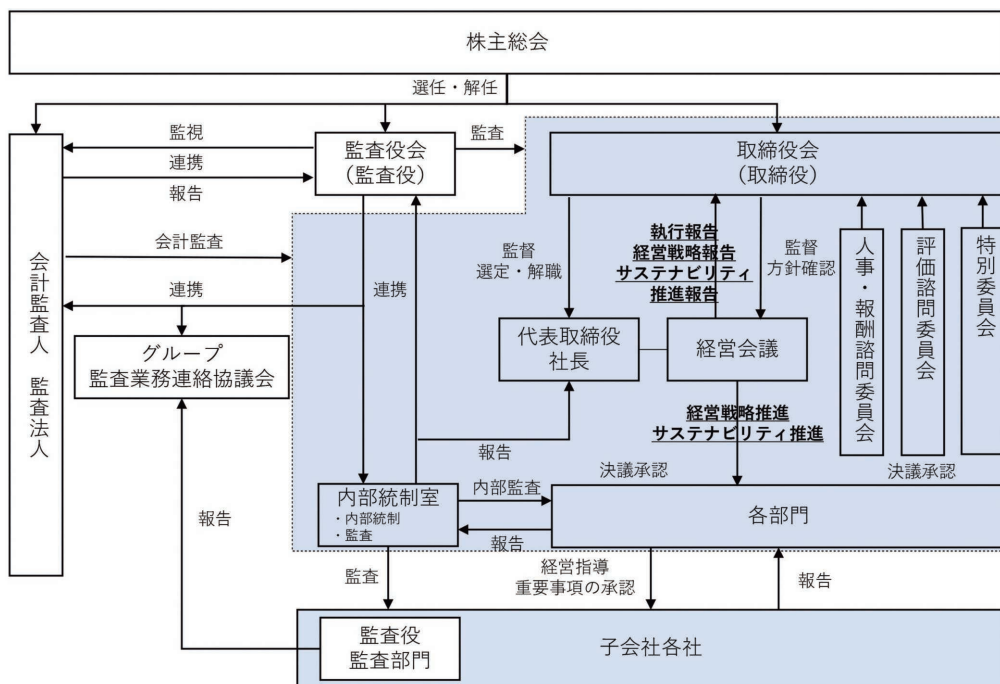
#### ②コーポレート・ガバナンス体制の全体像

- ・ 当社は、取締役会において経営の重要な意思決定を行うとともに、監査役会設置会社として取締役会から独立した監査役及び監査役会により、各取締役の業務執行状況等の監査を実施する。
- ・ 取締役会の独立性を強化し、経営陣・取締役に対する監督の実効性を高めるため、独立社外取締役を3名体制とするとともに、独立社外監査役1名を選任し、監督体制の強化を図る。
- ・ 少数株主の利益が相反する重要な取引等の検討に当たり、更に独立性を高めた特別委員会を設置し、審議・答申する体制を整備する。
- ・ 役員報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会の下に独立社外役員を主たる構成員とする「人事・報酬諮問委員会」を設置し、公正かつ透明性の高い手続きにより、取締役の選任の手続き及び報酬体系を設定する。

#### ③取締役会の役割・責務

- ・ 取締役会は、法令・定款及び取締役会規程等に基づき、経営戦略等の方向性を定める。
- ・ 経営会議規程や職務権限規程・決裁基準表、業務分掌表等により、取締役と各部署の職務と責任を明確にし、周知徹底することで、経営陣幹部による適切なりスクテイクを支える環境整備を行う。

- ・取締役会は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであると認識し、その実現に向けて最善の努力を行う。目標額と一定の乖離が発生した場合は、その原因を分析し、株主、投資家に説明する機会を設け、次期以降の計画に反映させる。
  - ・次期代表取締役や新任取締役の指名にあたっては、取締役会及び事業会社と連携し、候補者の評価を適切に行うことで、透明性・公正性の高い後継者の指名体制を整える。
- ④ 監査役会の役割・責務と機能強化
- ・監査役会は、株主から付託を受けた独立機関として、監査役監査基準によりその役割・責務を定める。
  - ・監査役としての職務遂行にあたっては、独立の立場の保持に努め、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に従って独立した客観的立場で適切に判断を行う。
  - ・独立社外監査役1名を選任し、監査役会の独立性の強化と機能の充実を図る。
  - ・社外取締役との情報交換を行うとともに、事業会社の監査役及び内部監査部門との連携を図るため「グループ監査業務連絡協議会」を設置し、実効性の高い監査に努める。



## (2) 取締役会の実効性評価の概要

当社は、持続的な企業価値の向上を目的として、毎年3月に取締役及び監査役による自己評価によるアンケート（調査票）を実施し、分析しております。その結果から課題を認識し、課題解決への施策を実施することで、当社取締役会の実効性を高めております。なお、アンケート（調査票）の作成、回収及び一部の分析にあたっては、外部機関を活用することで評価の透明性を高め、実効性を確保しております。当社では、社外取締役（委員長を含む）3名、社外監査役1名及び執行役員1名による評価諮問委員会を開催し、分析・評価を踏まえ、継続的に取締役会の実効性向上に取り組んでおります。

### ①アンケート（調査票）の概要

対象者	取締役・監査役 計10名（社外役員を含む）
評価項目 20問＋自由記載	①取締役会の役割・機能 ②取締役会の構成・規模 ③取締役会の運営 ④監査機関との連携 ⑤経営陣とのコミュニケーション ⑥株主・投資家との関係
回答方式	無記名による、3（満足）～1（不満）までの点数評価及び自由記載
評価方法	第三者機関による内容分析並びに取締役会への答申（提言）及び施策の進捗確認

### ②アンケート結果による課題の設定

#### イ.取締役会課題

- ・企業価値についての議論
- ・後継者育成計画の策定
- ・取締役会の構成の見直し
- ・ホールディングスとしての役割・機能を明確化
- ・中長期戦略についての議論

#### □.事務局課題

- ・各役員の課題意識等のヒアリング
- ・各社リスク情報の共有
- ・施策についての分析・報告
- ・取締役会での自由な意見交換

#### ③今後の提案（取締役会への答申内容）

##### イ.重要課題に対する推進体制の構築

- ・企業価値についての議論
- ・後継者育成計画
- ・取締役会構成の再検討

##### □.重要事項を適切に共有する体制の構築

- ・ホールディングスの役割・機能の明確化
- ・長期的視点に立った戦略議論と情報共有

当社取締役会は、評価諮問委員会からの答申を受けて、上記の課題に取り組んでまいります。このように評価諮問委員会の機能発揮と取締役会との連携を通じて、コーポレートガバナンスの継続的な強化に努めてまいります。

#### **(3) 当社グループの保有する株式に関する方針**

当社グループは、政策保有株式に関する方針及び政策保有株式に係る議決権の行使基準を定めております。政策保有株式は、基本方針に則り、2016年1月以降に23銘柄、取得原価ベース16億35百万円の保有株式を売却しております。なお、事業年度末時点の保有株式は、取締役会において、定期的に検証を行い、中長期的に取引先企業との取引関係維持・強化や情報収集が、当社グループ及び取引先企業の利益に資するものか否か、及び保有する企業の健全性とリスク等を検証し、保有継続の合理性を判断しております。また、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、ガイドラインに則り、当社グループの株主価値向上並びに投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から判断し、適切に行使しております。

#### **(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

利益配分につきましては、株主に対する利益還元を重要政策の一つと考えており、将来の事業展開及び経営環境を考慮し、収益力の向上と内部留保の充実による企業体質の強化を図りながら、

安定的な配当を行うことを基本方針としております。

内部留保につきましては、今後の事業展開のための投資に備えたいと考えております。

### 【当期の剰余金の配当について】

期末の剰余金の配当は、2026年4月7日開催の取締役会決議により、1株当たり8円（中間配当金とあわせて1株当たり年間16円）としております。

### (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、関係法令に従い、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しております。なお、当事業年度末時点における内容は、以下のとおりであります。

#### 【取締役会の決議の概要】

##### ①コンプライアンス管理体制

- ・当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、行動する指針として定めた「U.S.M.H行動規範」を、全対象者に周知徹底します。
- ・経営管理本部は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携を図り、法令等への対応及び周知徹底のための教育、リスク管理体制の基盤の整備などを当社及び子会社に対し実施します。
- ・内部統制室は、当社の監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から当社及び子会社全体の監査を実施し、内部監査・内部統制の状況について、定期的に「経営会議」に報告します。
- ・当社及び子会社において不正行為等があった場合に、役職員や取引先等が直接情報提供を行う手段として「内部通報窓口」を当社及び子会社に設置し、当社及び子会社の役職員に周知します。通報内容は法令・社内規程に従い秘密として保持し、通報者に対する不利益な取扱いはい行いません。また、通報内容の概要、通報件数等を、「経営会議」に報告します。
- ・市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを、「U.S.M.H行動規範」に定めて、一切の関係を遮断します。

##### ②情報保存体制

- ・取締役会、経営会議その他重要な会議の意思決定に係わる情報の保存及び管理は、文書管理規程の定めるところに従い、保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ・会社法・金融商品取引法等の法令によって機密事項として管理すべき経営情報、及び

顧客・株主等の個人情報について、保護・管理体制及び方法等につき、「内部者取引管理規程」「個人情報保護に関する規程」等の規程類を整備し、安全管理を図ります。

### ③リスク管理体制

- ・当社及び子会社のリスク管理に関する基本的な事項を「リスク管理規程」に定め、その徹底を図ります。
- ・当社は、大規模災害（首都直下型地震）を想定した事業継続計画（BCP）を策定しています。計画の実効性を高めるための訓練を定期的実施してまいります。
- ・財務報告に係わる内部統制構築（「J-SOX法」への対応）に関し子会社を含め取り組みます。

### ④効率的職務執行体制

- ・当社及び子会社は、職務執行上の責任を明確にするため、取締役及び執行役員の任期を1年と定めております。
- ・当社及び子会社の経営に係る重要事項は、職務の有効性と効率性の観点から、経営会議の審議を経て、当社の取締役会において決定します。
- ・取締役会等での決定に基づく職務執行については、「職務権限」「業務分掌」等に基づき権限が委譲され、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。
- ・組織のスリム化、簡素化、ITの適切な活用を通じて業務の効率化を推進します。

### ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の関係会社を適切に管理することにより、関係会社への指導と支援を円滑に遂行し、当社グループの安定成長、経営の効率化及び内部統制に資することを目的に「関係会社管理規程」を定めています。
- ・当社は関係会社管理規程において、子会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告することを義務付けています。
- ・子会社の独自性を尊重しつつ、定期的に経営状況の報告を受け、経営方針・会社間の緊密な連携等に関する協議を実施します。
- ・子会社と緊密な連携を確保し、経営ノウハウや情報その他の資源の有効活用を促進して、業務遂行の効率化を図ります。
- ・内部統制室は、子会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、モニタリングや必要に応じて子会社の監査を実施し、内部管理体制、内部監査体制の適切性や有効性を検証します。

### ⑥監査役を補助する使用人の体制

- ・取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する専任の使用人として適切な人材の配置を行います。

- ・ 内部統制室の使用人に対して、監査役がその職務を補助することを求めた場合、取締役は、当該使用人に対して、これを命じるものとします。
  - ・ 監査役の職務を補助することを命じられた使用人は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。
- ⑦前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保
- ・ 監査役を補助する使用人については、その適切な業務を遂行するため、人事考課、人事異動に関して、事前に監査役会の意見を尊重して、同意を得るものとします。
  - ・ 監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当社はその旨を取締役及び使用人に周知徹底します。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告する体制
- ・ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告するものとします。
  - ・ 当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人（以下「当社グループ役員」といいます）は、業績見込みに影響を与えるような損失やコンプライアンス違反の発生のおそれがあると認識した場合には、直ちに監査役に報告します。
  - ・ 当社グループ役員は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、誠実かつ速やかに当該事項について報告します。
- ⑨監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。
- ⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。
- ⑪その他監査役職務の執行が実効的に行われる体制
- ・ 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、適宜会合をもち、意見交換をします。
  - ・ 取締役は、監査役職務の遂行のため、監査役と社外取締役、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。

- ・取締役は、重要な業務執行に係わる会議体への監査役の出席を求め、監査が実効的に行われるようにします。
- ・内部統制室は、常勤監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性確保を図ります。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ①コンプライアンス体制

- ・当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、行動する指針として定めた「U.S.M.H行動規範」を全対象者に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識の向上や基本理念の共有を目的に各種研修を通じて責任者への教育を継続して実施しております。また、経営管理本部は当事業年度も公認会計士等外部の専門家と連携を図り、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、法令等への対応及び周知徹底のための教育を子会社の管理職に対して実施しております。
- ・当社及び子会社は、2022年6月に施行された改正公益通報者保護法の内部通報制度に係る規程等の内容を拡充し、ポスター等による周知活動や研修等を通じてその実効性向上を図り、適正運用に努めております。
- ・内部統制室は、当社の監査役及び会計監査人と連携・協力の上、独立及び客観的立場から当社及び子会社全体の監査を実施し、内部監査・内部統制の状況について、定期的に「経営会議」に報告しております。
- ・当社及び子会社において不正行為等があった場合に、役職員や取引先等が直接情報提供を行う手段として「内部通報窓口」を当社及び子会社に設置し、当社及び子会社の役職員に周知し、通報内容の概要、通報件数等は「経営会議」に報告しております。
- ・市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを、「U.S.M.H行動規範」に基づき、一切の関係を遮断する努力をしております。

### ②情報保存体制

- ・情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした規程を整備し、文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図り、情報管理及び機密情報漏えいの防止に努めております。
- ・当事業年度につきましては、電子メール等のウイルス感染を防止する訓練を実施し、個人ごとの意識の向上を図り、情報セキュリティの強化を推進しております。また、個人情報保護法の改正内容を正しく認識するため、関係部署が連携し、方針内容の精

査を図り、一層の整備・強化を努めております。

#### ③リスク管理体制

- ・当社及び子会社のリスク管理に関する基本的な事項を「リスク管理規程」に定めて、周知徹底を図っております。これらを支える仕組みとして総務部は、監査役会にて子会社の重要なリスクを毎月報告し、また、重要なリスクが発生した都度、経営会議、取締役会にて報告し、迅速な対応が判断できる体制を構築し、運用を図っております。
- ・当社は、大規模災害（首都直下型地震）を想定した事業継続計画（BCP）を策定しており、計画の実効性を高めるための訓練を定期的の実施しております。
- ・当社は、財務報告に係る「内部統制評価計画書」を作成し、その中には子会社の内部統制についても記載されており、内部統制室は定期的に内部統制の状況について経営会議に報告しております。

#### ④取締役の職務執行体制

- ・当社の経営理念に基づき、当社グループ全体のさらなる発展に貢献できる人物であること、加えて、法令及び企業倫理の遵守に関する見識を有することを方針とし、2024年5月開催の第9回定時株主総会にて、独立社外取締役を3名としております。
- ・取締役会は、取締役の職務執行の法令及び定款適合性を確保し、定期的に開催しており、審議の充実に努めております。また、取締役は第三者機関による取締役会の実効性評価のためのアンケート調査に参加し、その内容を取締役会として共有し、抽出された課題から行動計画を策定し、実効性を高めております。

#### ⑤子会社管理体制

- ・当社の代表取締役社長は、子会社3社（株式会社マルエツ、株式会社カスミ、株式会社いなげや）の取締役を兼務しており、定期的に3社の取締役会に出席しております。また、当社の代表取締役副社長は、株式会社マルエツの代表取締役社長に就任しております。
- ・当事業年度におきましては、グループ全体の子会社の取締役及び執行役員を対象に、コンプライアンス教育と法令の遵守状況、リスク管理体制、及び内部通報等、内部統制システムの監督・機能をより強化する研修会をオンラインにて実施しております。
- ・内部統制室は、常勤監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性を確保しております。当事業年度におきましても、子会社の業務監査を実施し、信頼性の強化に努めております。

#### ⑥監査役に報告する体制及び監査役の監査が実効的に行われる体制

- ・当社は、2016年5月開催の第1回定時株主総会以降、自らの信念に従って独立した客観的立場で適切に判断を行う独立社外監査役1名を増員し、監査役会の独立性の強化

と機能の充実を図っております。

- ・当事業年度におきましては、監査役4名（内社外監査役2名）に対して、各本部の業務執行状況及び重要施策事項について、担当責任者より適宜報告を行い、必要に応じて説明及び意見交換を実施しております。なお、監査役4名（内社外監査役2名）は、第三者機関を活用した取締役会の実効性評価のためのアンケート調査に参加し、抽出された課題も共有しております。
- ・取締役は、重要な業務執行に係わる会議体への監査役の出席を求め、監査の実効性を確保しており、代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、適宜、意見交換をする場を設け意見交換をしており、取締役は、監査役の職務の遂行のため、監査役と社外取締役、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるように協力しております。
- ・当事業年度におきましては、社外取締役との情報交換を行うとともに、子会社の監査役及び内部監査部門との連携を図るため「グループ監査業務連絡協議会」を開催し、実効性の高い監査に努めております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	113,416	流 動 負 債	115,399
現金及び預金	28,914	支払手形及び買掛金	63,910
売掛金	830	1年内償還予定の社債	458
有価証券	3,498	1年内返済予定の長期借入金	9,058
棚卸資産	23,887	未払法人税等	1,797
未収入金	39,157	賞与引当金	3,378
その他の債権	17,147	店舗閉鎖損失引当金	1,340
貸倒引当金	△19	株主優待引当金	586
固 定 資 産	265,768	そ の 他	34,868
有形固定資産	183,505	固 定 負 債	63,141
建物及び構築物	79,541	社 債	968
機械装置及び運搬具	9,317	長期借入金	39,619
工具、器具及び備品	19,608	リース債務	3,922
土地	69,781	繰延税金負債	362
建設仮勘定	1,397	転貸損失引当金	79
その他の資産	3,858	退職給付に係る負債	782
無形固定資産	17,468	資産除去債務	10,109
のれん	7,318	長期預り保証金	7,167
ソフトウェア	8,101	そ の 他	129
その他の資産	2,047	負 債 合 計	178,540
投資その他の資産	64,794	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	5,078	株 主 資 本	192,088
繰延税金資産	7,038	資 本 本 金	10,000
退職給付に係る資産	12,583	資 本 剰 余 金	154,943
差入保証金	39,231	利 益 剰 余 金	30,669
その他の債権	923	自 己 株 式	△3,524
貸倒引当金	△61	その他の包括利益累計額	8,361
繰 延 資 産	26	その他有価証券評価差額金	2,184
社 債 発 行 費	26	退職給付に係る調整累計額	6,177
資 産 合 計	379,211	新 株 予 約 権	220
		純 資 産 合 計	200,671
		負 債 純 資 産 合 計	379,211

# 連結損益計算書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	944,425
売上原価	674,630
営業総利益	269,795
営業総利益	19,336
販売費及び一般管理費	289,131
営業外利益	284,080
受取利息	5,050
受補受そ	220
取助取	112
配金保の	208
当取除	27
他費用	86
営業外費用	655
支持分法による投資損失	490
その他利益	169
特別利益	134
固定資産の売却益	794
投資の有価証券の売却益	4,911
固定資産の売却益	107
有価証券の売却益	332
特別損失	69
減損損失	5,199
店舗閉鎖損失引当金繰入	442
店舗閉鎖損失	82
関係会社株式の評価損	72
その他	4
税金等調整前当期純損失	5,802
法人税、住民税及び事業税	△381
法人税等調整額	2,551
当期純損失	2,804
親会社株主に帰属する当期純損失	△3,185
	△3,185

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	154,949	36,983	△3,608	198,325
当期変動額					
剰余金の配当			△3,128		△3,128
親会社株主に帰属する 当期純損失			△3,185		△3,185
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△6		85	79
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△6	△6,314	83	△6,236
当期末残高	10,000	154,943	30,669	△3,524	192,088

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,850	2,904	4,755	247	203,328
当期変動額					
剰余金の配当					△3,128
親会社株主に帰属する 当期純損失					△3,185
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					79
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	334	3,272	3,606	△27	3,579
当期変動額合計	334	3,272	3,606	△27	△2,657
当期末残高	2,184	6,177	8,361	220	200,671

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 17社

連結子会社の名称

株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社、株式会社いなげや、株式会社マルエツフレッシュフーズ、株式会社ローズコーポレーション、株式会社カスミグリーン、株式会社マルエツ開発、株式会社クローバ商事、株式会社食品品質管理センター、株式会社マーノ、株式会社アスビズサポート、株式会社カスミみらい、株式会社サンフードジャパン、株式会社いなげやウイング、株式会社いなげやドリームファーム、株式会社セイブ  
なお、マックスバリュ関東株式会社は、2026年3月1日付で株式会社イオンフードスタイルに社名変更しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

関連会社の数 2社

関連会社の名称

株式会社日本流通未来教育センター、株式会社エスオー

#### (3) 連結範囲及び持分法適用範囲の変更

当社は「11.企業結合等に関する注記」に記載の通り、当社の連結子会社である株式会社カスミは、当社の持分法適用関連会社であった株式会社シーズ（2025年6月2日に株式会社セイブより社名変更）の株式を追加取得し、同社を清算会社として株式会社セイブを承継新設会社とする分社型分割を行っております。これに伴い持分法適用関連会社であった株式会社シーズを持分法適用の範囲から除外し、株式会社セイブを連結の範囲に含めております。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

a. 商品

主として売価還元法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、一部の商品については最終仕入原価法

b. 貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己保有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

③ 繰延資産処理方法について

イ. 社債発行費

社債の償還期間にわたり、定額法で償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉鎖関連損失見込額を計上しております。

ニ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待制度の利用実績に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ホ. 転貸損失引当金

店舗閉鎖に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、閉鎖し転貸を決定した店舗について、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、食品を中心としたスーパーマーケット事業を主力事業としております。同事業における商品の引渡時点において、顧客への履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客が受け取る対価の総額から、仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

当社グループは、ポイントカード会員への売上に対して付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込みなどを考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間で均等償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を、当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に計上した項目であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度に計上した金額

有形固定資産	183,505百万円
減損損失	5,199百万円

(2) 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

主に店舗の固定資産について、回収可能額が帳簿価額を下回った場合に帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能額の算定に際しては、当連結会計年度における店舗毎の営業損益実績及び全社営業損益実績に将来の施策等に伴う売上高、原価率、人件費及び諸経費の増減を主要な仮定として用いた上で将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

当該見積りは、店舗を取り巻く競争環境や個人消費の動向等の予期せぬ変化により実際に発生した金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度に新たに減損損失が発生する場合があります。

## 4. 追加情報

未収入金の会計処理につきましては、決済日をもって決済処理しておりましたが、近年の店舗におけるキャッシュレス決済比率の高まり及び株式会社いなげやの完全子会社化を契機として、当連結会計年度より満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、連結会計年度末日が満期日の未収入金3,314百万円を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	244,076百万円
(2) 担保に供している資産及び担保にかかる債務	
①担保に供している資産	
現金及び預金	1百万円
建物及び構築物	1,323百万円
土地	2,229百万円
合計	3,554百万円
②上記に対応する債務	
支払手形及び買掛金	6百万円
その他（預り保証金）	205百万円
合計	211百万円
③その他、宅地建物取引業法に基づき供託している資産	
差入保証金	10百万円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 199,100,691株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,564	8.00	2025年2月28日	2025年5月8日
2025年10月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,564	8.00	2025年8月31日	2025年10月17日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年4月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,564	8.00	2026年2月28日	2026年5月8日

### (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 231,700株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期で安全性の高い預金等で運用しております。資金については運転資金及び設備投資等に必要な資金を銀行借入等により調達しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金、未収入金は取引先に対する短期の営業債権であります。差入保証金は店舗不動産の賃借等に伴い差し入れたものであります。売掛金、未収入金、差入保証金は取引先の信用リスクに晒されております。

売掛金、未収入金、差入保証金の信用リスクについては、取引先の状況をモニタリングし、財政状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

有価証券は、主に余資運用のため保有する預金と同様の性質を有する合同運用の金銭信託及び信託受益権であり、そのほとんどが短期間で決済されるものであります。

投資有価証券のうち、株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。非上場株式においては発行企業体の信用リスクに晒されております。株式は、定期的に時価や発行企業体の財政状態を把握することにより、当該リスクを管理しております。

支払手形及び買掛金は仕入先に対する短期の営業債務であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資等に必要な資金調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年であります。社債は主として固定金利で借入れております。リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。長期預り保証金は、営業店舗に出店するテナントから受け入れたものであり、支払期日は約定により家賃相殺又は分割返済であります。

また、支払手形及び買掛金、借入金、社債、リース債務は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、支払手形及び買掛金、短期借入金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①投資有価証券			
その他有価証券			
株式	3,895	3,895	-
有価証券	3,498	3,498	-
②差入保証金	39,231		
貸倒引当金（※1）	△52		
	39,179	33,143	△6,036
資 産 計	46,574	40,537	△6,036
社債（※2）	1,427	1,375	△51
長期借入金（※3）	48,677	47,001	△1,676
長期預り保証金（※4）	7,167	6,496	△671
リース債務（※5）	4,123	4,269	146
負 債 計	61,396	59,143	△2,252

（※1） 差入保証金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2） 1年内償還予定の社債を含んでおります。

（※3） 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（※4） 1年内償還予定の長期預り保証金を含んでおります。

（※5） 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
関 連 会 社 株 式	59
非 上 場 株 式	1,123

これらについては、上記表内における「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,895	—	—	3,895
資 産 計	3,895	—	—	3,895

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	3,498	—	3,498
差入保証金	—	33,143	—	33,143
資 産 計	—	36,641	—	36,641
社債	—	1,375	—	1,375
長期借入金	—	47,001	—	47,001
長期預り保証金	—	6,496	—	6,496
リース債務	—	4,269	—	4,269
負 債 計	—	59,143	—	59,143

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券は、現金及び預金の一時的な余資運用として取得した運用期間が3ヶ月以内の運用商品（信託受益権・合同金銭信託など）で、現金及び預金と同様の性格を有するものと判断しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローに対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価格により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

負債

社債

社債は固定金利によるものであり、元利金の合計額と当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローに対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価格により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## リース債務

リース債務の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローに対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の子会社では、首都圏に賃貸用の商業施設等を所有しております。

なお、賃貸用商業施設の一部については、グループの一部の連結子会社を使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2026年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,876百万円（賃貸収益は営業収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）、減損損失は464百万円（特別損失に計上）であります。

### (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	15,552	115	15,667	15,135
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	16,016	△356	15,659	17,359

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減のうち、当連結会計年度の主な増加は、不動産の取得631百万円、連結子会社増加分546百万円、賃貸等不動産の用途変更等100百万円、主な減少は減価償却費881百万円、減損損失464百万円、不動産の売却155百万円、賃貸設備の除却2百万円であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）又は鑑定会社より鑑定評価書を取得し算定した金額であります。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、スーパーマーケット事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	当 連 結 会 計 年 度
商 品 の 販 売 ( 売 上 高 )	944,425
そ の 他 ( 営 業 収 入 )	6,824
合 計	951,249

(注) 連結損益計算書上の営業収入に含まれる顧客との契約から生じる収益以外の収益は、当連結会計年度において12,512百万円であります

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

商品の販売（売上高）は、主にスーパーマーケット各店における食品や日用品等の商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡しした時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね1カ月以内に回収しております。

その他（営業収入）は、主に消化仕入に係る手数料収入等からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね1カ月以内に回収しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

#### ①契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当 連 結 会 計 年 度
期 首 残 高	4,592
期 末 残 高	4,699

連結貸借対照表上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、主に当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、3,252百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、商品券等に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は1,723百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、商品券等が使用されるにつれて今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるポイント等については、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,024円 88銭

(2) 1株当たり当期純損失 △16円 29銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 11. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

### (1) 企業結合の概要

#### ①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社セイブ

事業の内容 スーパーマーケット事業

#### ②企業結合を行った主な理由

ドミナント戦略における販売力と効率性の強化により、競争力を高め収益力の向上を図る。

#### ③企業結合日

2025年6月2日

#### ④企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

#### ⑤結合後企業の名称

変更はありません。

#### ⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の持分法適用関連会社であった株式会社シーズ（2025年6月2日に株式会社セイブより社名変更）は営業黒字ではあるものの店舗の老朽化が進んでおり、活性化等の追加投資も困難な状況であったため、株式会社シーズを清算会社として借入債務を除く全ての債権債務を移管した株式会社セイブを承継新設会社とする分社型分割を行っております。株式会社カスミは株式会社セイブと出店エリアが同じであり、株式会社セイブの取得が同エリアの営業力強化に繋がると判断し、株式会社セイブの株式全てを取得し連結子会社化することといたしました。なお、株式会社シーズは株式会社セイブ株式の売却収入と金融機関の債権放棄額をもって借入債務の全てを解消して会社清算する予定となっており、既に清算手続きを開始しております。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間  
2025年6月2日から2026年2月28日まで

(3) 取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金 1,016 百万円
取得原価	1,016 百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

企業価値算定及び事業再生アドバイスに対する報酬・手数料等 10百万円

(5) 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

①発生した負ののれん発生益の金額

負ののれん発生益69百万円を特別利益に一括計上しております。

②負ののれん発生益の発生原因

収益性の高い一部の店舗建物不動産における評価額の影響により、取得原価が純資産額を下回った事によるものです。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

吸収分割及び吸収合併並びに株式交換による完全子会社化

### 1. 取引の概要

当社及び当社の完全子会社であるマックスバリュ関東株式会社、並びに、イオン株式会社の完全子会社である株式会社ダイエー、及びイオンマーケット株式会社は、2025年12月22日付の各社の取締役会決議により、マックスバリュ関東株式会社を吸収分割承継会社とし、株式会社ダイエーを吸収分割会社とする株式会社ダイエーが関東で営む事業（以下「ダイエー関東事業」といいます。）をマックスバリュ関東株式会社に承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）、及びマックスバリュ関東株式会社を吸収合併存続会社とし、イオンマーケット株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）、並びに、本吸収分割及び本吸収合併の効力発生後に、当社を株式交換完全親会社とし、マックスバリュ関東株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といい、本吸収分割及び本吸収合併と総称して、以下「本取引」といいます。）を実施することを決定し、2025年12月22日、マックスバリュ関東株式会社及び株式会社ダイエー間の本吸収分割に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）、マックスバリュ関東株式会社及びイオンマーケット株式会社間の本吸収合併に係る吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）、並びに当社及びマックスバリュ関東株式会社間の本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）をそれぞれ締結いたしました。なお本取引は2026年3月1日を効力発生日として行われました。

### (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

#### ① 吸収分割

承継会社の名称：マックスバリュ関東株式会社

事業の内容：スーパーマーケット事業

分割会社の名称：株式会社ダイエー

事業の内容（対象となった事業の名称）：スーパーマーケット事業（ダイエー関東事業）

#### ② 吸収合併

存続会社の名称：マックスバリュ関東株式会社

事業の内容：スーパーマーケット事業

消滅会社の名称：イオンマーケット株式会社

事業の内容：スーパーマーケット事業

### ③株式交換

株式交換完全親会社の名称：ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

事業の内容：スーパーマーケット事業及びその支援事業等

株式交換完全子会社の名称：マックスバリュ関東株式会社

事業の内容：スーパーマーケット事業

### (2)本取引の目的

今後、競争激化が見込まれる首都圏において、スピード感をもってお客さまのニーズに応え続け、地域社会と共に持続可能な未来を築くため、同地域でSMを運営するダイエー関東事業及びイオンマーケット株式会社の事業基盤・人材・経営資源を結集する必要があると判断いたしました。そこで、首都圏でSMを運営するマックスバリュ関東株式会社と、ダイエー関東事業及びイオンマーケット株式会社との経営統合を行い、当社が総売上高1兆円超のSM企業集団として、スケールメリットを生かしたビジネスモデルの進化を推進することが最適であると判断いたしました。

本取引により、各社の地域密着型の店舗網・顧客基盤等を統合し、効率的な店舗運営と地域特性に合わせた柔軟なサービス提供体制を強化します。これにより、首都圏における「地域適応力」を飛躍的に高めるとともに、市場規模の大きい首都圏におけるドミナント戦略を一層強化します。さらに、お客さまへのきめ細やかなサービス提供に加え、共同調達等により仕入原価の削減を図り、競争力を高めることで、グループ全体の経営効率化と利益増大を実現し、持続的な成長及び企業価値の向上に繋がるものと判断いたしました。

### (3)企業結合日

2026年3月1日

### (4)企業結合の法的形式

吸収分割及び吸収合併並びに株式交換

### (5)結合後の企業名称

マックスバリュ関東株式会社において株式会社イオンフードスタイルに名称変更

## 2. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付する株式数

### (1)吸収分割に係る割当ての内容

吸収分割に際して、マックスバリュ関東株式会社より株式会社ダイエーに対して、マッ

クスバリユ関東株式会社株式13,385株が交付されました。

(2)吸収合併に係る割当ての内容

	マックスバリユ関東株式会社 (吸収合併存続会社)	イオンマーケット株式会社 (吸収合併消滅会社)
本吸収合併に係る 合併比率	1	0.000044
本吸収合併により 交付する株式数	マックスバリユ関東株式会社の普通株式：2,156株	

(3)株式交換に係る割当の内容

	当社 (株式交換完全親会社)	マックスバリユ関東株式会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 交換比率	1	741.042
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：11,516,533株	

(4)株式交換比率の算定方法

当社及びイオン株式会社は、本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社はみずほ証券株式会社を、イオン株式会社は株式会社KPMG FASを第三者機関として選定し、それぞれ本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼しました。当社及びイオン株式会社はそれぞれ、第三者機関による算定結果及び法務アドバイザーの助言を参考にかつ、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両者間で複数回に亘り慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であり、両者の株主の皆様への利益に資するものとの判断に至り、本吸収分割契約及び本吸収合併契約並びに本株式交換契約を締結致しました。

3.実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行う予定です。

## 計算書類

### 貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,542	流動負債	11,878
現金及び預金	3,663	1年以内返済予定の長期借入金	8,300
売掛金	14	株主優待引当金	181
棚卸資産	21	その他の	3,396
その他の	9,843	固定負債	38,943
固定資産	210,440	長期借入金	38,850
(有形固定資産)	1,361	資産除去債務	23
建物	507	その他の	70
構築物	17	負債合計	50,821
機械及び装置	506	(純資産の部)	
車両運搬具	0	株主資本	172,940
工具、器具及び備品	169	資本金	10,000
建設仮勘定	160	資本剰余金	162,893
(無形固定資産)	4,600	資本準備金	2,500
商標権	1	その他資本剰余金	160,393
ソフトウェア	3,558	利益剰余金	3,669
ソフトウェア仮勘定	1,040	その他利益剰余金	3,669
その他の	0	繰越利益剰余金	3,669
(投資その他の資産)	204,477	自己株式	△3,623
関係会社株式	172,962	新株予約権	220
関係会社長期貸付金	31,300	純資産合計	173,160
その他の	214	負債純資産合計	223,982
資産合計	223,982		

## 損益計算書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営	業	収	益		13,279
営	業	費	用		
売	上	原	価	345	
販	売	費	及	9,672	10,018
	費	一	般		
営	業	管	理		
		利	益		3,261
営	業	外	収		
受	取	の	息	200	
そ		の	他	11	211
営	業	外	費		
支	払	の	用	286	
そ		の	息	20	307
		利	益		3,165
経	常	利	益		3,165
税	引	前	当		3,165
法	人	税、	住		8
当	期	純	利		3,156

## 株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	10,000	2,500	160,400	162,900
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△6	△6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	－	－	△6	△6
当期末残高	10,000	2,500	160,393	162,893

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	3,642	3,642	△3,707	172,835	247	173,082
当期変動額						
剰余金の配当	△3,128	△3,128		△3,128		△3,128
当期純利益	3,156	3,156		3,156		3,156
自己株式の取得			△1	△1		△1
自己株式の処分			85	79		79
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△27	△27
当期変動額合計	27	27	83	105	△27	78
当期末残高	3,669	3,669	△3,623	172,940	220	173,160

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～31年

機械及び装置 10年～12年

工具、器具及び備品 3年～20年

##### ②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### ①製品・仕掛品

総平均法

##### ②原材料・貯蔵品

最終仕入原価法

#### (4) 引当金の計上基準

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待制度の利用実績に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額のうち、当社が負担すべき金額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社における顧客との契約により生じる収益は、主に子会社からの経営管理料となります。経営管理料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。

- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	522百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	9,675百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	1,496百万円
(4) 取締役、監査役に対する金銭債務	5百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

### ①営業取引

営業収益

受取配当金	6,886百万円
経営管理料	4,798百万円
サービス収入	1,362百万円
売上高	110百万円

営業費用

販売費及び一般管理費	2,154百万円
売上原価	1百万円

②営業取引以外の取引高	192百万円
-------------	--------

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

普通株式	3,516,035株
------	------------

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	3,032百万円
株式報酬費用	31百万円
関係会社株式	18百万円
その他	66百万円
繰延税金資産小計	3,149百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,032百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△116百万円
繰延税金資産合計	－百万円

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律一三）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。変更後の法定実効税率を適用した結果、繰延税金資産の金額が89百万円、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が86百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が3百万円それぞれ増加しました。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

当社の親会社

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有割合(注)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				販売支払手数料	2,037	その他 (流動負債)	1,120
親会社	イオン株式会社	被所有 直接18.5% 間接34.4%	役員の兼任	資金の寄託	16,000		
				資金の回収	14,000	その他 (流動資産)	5,000

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) イオン株式会社は当社の議決権の34.4%（出資比率は33.7%）を所有するイオンマーケットインベストメント株式会社の議決権の100.0%を所有しております。

当社の子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社マルエツ	所有 直接100.0%	経営の管理 役員の兼任	経営管理料	1,802	その他 (流動資産)	517
				資金の貸付(注)	4,500	関係会社 長期貸付金	23,000
				利息の受取	106	—	—
子会社	株式会社カスミ	所有 直接100.0%	経営の管理 役員の兼任	経営管理料	1,494	その他 (流動資産)	433
				資金の回収	3,000	関係会社 長期貸付金	7,000
				利息の受取	49	—	—
子会社	マックスパリュ関東株式会社	所有 直接100.0%	経営の管理 役員の兼任	資金の貸付(注)	7,650	その他 (流動資産)	3,150
				資金の回収	7,850		
				資金の貸付(注)	1,300	関係会社 長期貸付金	1,300
				利息の受取	20	その他 (流動資産)	1

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

## 7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記の(5) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	884円	22銭
(2) 1株当たり当期純利益	16円	14銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	16円	12銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類「連結注記表 12. 重要な後発事象に関する注記」に記載した内容と同一であります。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年4月6日

ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大竹 貴也  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古賀 祐一郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年4月6日

ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹 貴也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古賀 祐一郎

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月7日

ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 根本 健 ㊟

常勤監査役 代々 城 忠 義 ㊟

社外監査役 石 本 博 文 ㊟

社外監査役 三 井 聡 ㊟

以 上

## 株主メモ

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎年5月開催
基準日	期末配当金 毎年2月末日 中間配当金 毎年8月31日 そのほか必要があるとき予め公告して定めた日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
郵便物送付先・連絡先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 <b>☎0120-288-324</b> (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日を除く) 取次事務は、みずほ信託銀行株式会社の本店及び全国各支店においてもお取扱いしております。
公告方法	電子公告 ※事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載いたします。

### 株式等に関するマイナンバーお届出のご案内

株式等の税務関係の手續に関しましては、マイナンバーのお届出が必要です。  
お届出が済んでいない株主さまにおかれましては、お取引のある証券会社等へマイナンバーのお届出をお願いします。

#### 株式等の税務手續におけるマイナンバーの取扱い

法律に従い、以下のような支払調書を作成・提供するためにはマイナンバーを使用いたします。

##### 主な支払調書

\* 配当金に関する支払調書

\* 単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

#### マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

・証券口座にて株式を管理されている株主さま  
お取引の証券会社までお問い合わせください。

・証券会社とのお取引がない株主さま  
下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

**☎ 0120-84-0178**

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都台東区西浅草3丁目17番1号 電話03-3847-1111 (代表)  
浅草ビューホテル「4F (飛翔の間)」



交 通 ■最寄り駅のご利用案内

- ① つばエクスプレス
- ② 東京メトロ銀座線

「浅草駅」 A2出口より徒歩約1分  
「田原町駅」 3番出口より徒歩約7分

※専用駐車場及び専用送迎バスのご用意はしておりませんので、予めご了承ください。  
また、駐車券の発券はございません。

※本総会にお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

U.S.M. Holdings

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

木を植えています  
私たちはイオンです



UD  
FONT